

## 共通目的事業・助成事業募集要項 (2025年度募集)

授業目的公衆送信補償金制度の指定管理団体である一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、「SARTRAS」といいます。）は、收受した補償金を授業で利用された著作物の権利者に分配する他、授業における著作物の利用をすべて把握することは困難であること等の理由から、権利者全体の利益となる共通目的事業を実施することが著作権法により義務付けられています（著作権法第104条の15第1項）。

SARTRASでは、次のとおり、2025年度共通目的事業・助成事業を広く募集します。

### 1. 助成対象となる事業

助成対象となる事業は、法律の定めにより、以下の（1）又は（2）に該当するものであることが必要です。

- （1）著作権及び著作隣接権の保護に関する事業
- （2）著作物の創作の振興及び普及に資する事業

なお、過去の助成決定事業は、SARTRAS ウェブサイト (<https://sartras.or.jp/kyotsumokuteki/>) をご覧ください。

### 2. 助成事業の対象期間

#### 2025年4月1日以降に行われ2026年3月31日までに完了する事業であること

ただし、複数年度にわたる事業の場合は、2027年3月31日までの事業であれば申請が可能です。その場合、事業計画・収支予算、事業報告・決算報告等は年度ごとに提出いただくことが必要です。

### 3. 申請件数・申請金額

#### （1）申請件数

1事業者の1事業年度当たりの申請件数は**原則として3件以内**としています。ただし、複数の申請をする場合は、複数事業を並行して行う必要性及び複数事業を執行する体制・能力を有することを記載のうえ申請してください。

#### （2）申請金額

**原則として事業総額の50%以内が目安**となります。事業総額の50%を超える額で申請する場合は、申請金額が必要である理由及び事業実施の必要性など特別な事情があることを記載のうえ、申請してください。

1事業者の1事業年度当たりの助成申請額は、前年度に助成決定した金額も含め、原則として合計5,000万円以内とします。

#### 4. 申請から結果通知まで

##### (1) 申請

申請は、SARTRAS ウェブサイトからのオンライン申請となります。

SARTRAS ウェブサイト上にある「共通目的事業事務手続きマニュアル」に従い、申請様式に必要事項を記載のうえ、必要書類と共に提出してください。

##### (2) 申請受付・書類等確認期間

以下の3回に分けて申請を受け付け、各回必要書類等の確認を行います。

第1回	受付期間	2024年11月1日(金)～11月20日(水)17時まで
	書類等確認期間	2024年11月21日(木)～11月29日(金)
第2回	受付期間	2024年12月2日(月)～12月18日(水)17時まで
	書類等確認期間	2024年12月19日(木)～12月27日(金)
第3回	受付期間	2025年1月6日(月)～1月22日(水)17時まで
	書類等確認期間	2025年1月23日(木)～1月31日(金)

※申請様式の記載に遺漏がなく、必要な添付資料の提出を確認した時点で受理となります。受理する場合は、各回の書類等確認期間内に申請者に対しメールで通知します。当該期間内に受理された申請のみが審査の対象となりますのでご注意ください。

※審査は受理順に行います。

##### (3) 審査及び結果通知

受理された事業は、SARTRAS 理事及び学識経験者で構成される共通目的事業委員会における厳正な審議を経て、SARTRAS 理事会で助成可否を決定のうえ、以下のとおり結果を通知します。

第1回受理分 … 2025年1月下旬予定

第2回受理分 … 2025年2月下旬予定

第3回受理分 … 2025年3月下旬予定

※応募多数の場合は、審査結果の通知が翌月となる場合があります。

#### 5. 助成事業選定基準

助成事業は、「共通目的事業の選定及び共通目的基金の管理等に関する規程」(<https://sartras.or.jp/kyotsumokuteki/>) (以下、「共通目的事業規程」という。)の第3条、第11条及び第14条の全てに適合することが必要です。

また、個別事業を第三者に委託する場合は、委託の必要性、委託内容、委託先及び委託する額などがわかる資料の提出が必要です(同規程第15条(1))。

## 6. 助成金の支払い

助成決定後の助成金の支払いは、原則として実費精算による一括後払いとなります。

ただし、申請者が前払いを希望される場合は、申請様式の所定箇所に前払いを希望する旨と前払いを必要とする特別な理由を記載してください。なお、前払いに関する詳細は「共通目的事業事務手続きマニュアル」をご確認ください。

## 7. 助成事業の完了報告

助成を受けた事業者は、事業完了後 14 日以内に、SARTRAS ウェブサイト上にある報告様式に必要事項を記載のうえ、必要書類と共に提出してください。助成金の前払いを受けた場合はあわせて精算を行い、残金がある場合 SARTRAS に返還する必要があります。

なお、事業完了が 2025 年度末（2026 年 3 月末）の事業については、SARTRAS の 2025 年度決算の関係から、提出していただいた書類の確認でやりとりをする時間が限られているため、事前にご相談いただくなど、期日どおりに事業完了報告が終了するようご協力をお願いします。

※「共通目的事業事務手続きマニュアル」の事業完了報告に関する部分は現在作成中のため、完成次第、助成決定を受けた事業のご担当者宛に送付しますので、事業完了報告の際は変更後のマニュアルをご覧ください。

## 8. 個人情報の取り扱いについて

共通目的事業の助成事業の申請に伴い、SARTRAS が取得する個人情報は、共通目的事業の運営、管理のために使用いたします。個人情報に関するその他の取り扱いは、SARTRAS プライバシーポリシー ([https://sartras.or.jp/privacy\\_policy/](https://sartras.or.jp/privacy_policy/)) をご参照ください。

## 9. その他

2025 年度について 2 次募集を実施するかは未定です。

助成事業に関する詳細は、「共通目的事業規程」及び「共通目的事業事務手続きマニュアル」をご覧ください。

## 10. 申請及び問い合わせ先

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）事務局  
〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-30 サウスヒル永田町 5F  
TEL 03-6381-5026 FAX 03-6381-5027  
E-mail : joseijigyo@sartras.or.jp (@は半角です)

以上